

声の伝承・声の記号化

——『平家吟譜』から『平家正節』へ——

鈴 木 孝 庸

はじめに

平家物語の演誦（所謂〈語り〉）に関しては、作品の成立との関係で、〈語り〉が先か、「著述」が先かという議論があり、現在の研究のおよその見解は、この問題は取り上げる価値なしで、現存の平家物語（文字テキスト）を見る限りでは、〈語り〉（音楽）を介在させる必要はないという方向に落ち着きつつあるようだ。このことは、

平家物語のことばは、著述が先で、口語り・演誦は、その後の応用変形のひとつ、
という考えと言い換えてもいいのだろう。

私のように、平曲ないし平曲譜本を主たる検討材料にしながら（鎌倉時代の成立時点を考えているわけではないが）演誦の伝統とその文字化・記号化の関係を考えている者は、まずは、検討資料は江戸時代のものだという自覚が第一であるから、室町時代に口頭で演誦され、伝承されてきたものの伝統が続けられているうちに、「楽譜本」がいろいろ考案されるようになったと考えている。そういう意味では、

語りが先で、文字化は後、

という関係を考えることになるのだと言つてよい。

今日に伝わる平曲は、『平家正節』(荻野知一検校を中心とし尾張藩の学者の協力があつた。安永五年—一七七六—成立)を拠り所とするのであるが、この譜本のひとつ前に考案された譜本があつた。豊田雅一検校を中心とする譜記吟味会があり、岡村玄川がまとめた『平家吟譜』(元文二年。一七三七)がそれである。ところが、『平家吟譜』は、完本が所在不明であるが、断片は諸所にありという状態が長く続いた。近年、富山県黒部市の私立・宮崎文庫記念館が所蔵する『平家物語』十二冊を、私は「吟譜」の譜記による完本と判定し、松尾葦江氏の支援を得、村上光徳氏との共編で、影印を刊行した(瑞木書房刊。二〇〇九)。

ところで、この宮崎文庫記念館蔵『平家物語』は、墨譜は確かに「吟譜」のものであるが、岡村玄川の奥書の年時が享保十六年(一七三一)となつていて、元文二年より六年前であり、書名も「平家吟譜」ではなく「平家物語」であること等を勘案すれば、『平家吟譜』成立のひとつ前の段階であると考えられる。「吟譜」譜であるが、『吟譜』の準備段階(草稿)的な傾向も含んでいると推測されるのである。

この論の大きなねらいは、現存平曲の基本的譜本である『平家正節』の曲節および墨譜のあり方をふまへながら、『正節』に近い前段階ともいふべき『平家吟譜』を、その草稿本(と仮に見ているわけだが)および関係譜本の曲節および墨譜のあり方を比べ見ることで、演誦の音楽的な伝承の相と、それを視覚的・文字的にどのように記そうとしたのか、その工夫のあとを探ることにある。

但し、検討はまだ始まったばかりで、本稿では、墨譜の問題には入らず、専ら曲節の配分に関するところを取り上げる。具体的には、**口説・詢・口トキ** および **白声・素声** と称される曲節をおもに取り上げることになる。この二曲節が、平家物語の演誦の根幹に関わるものであることは、改めて言うまでもなからう。

一 曲節の連続 — 『平家吟譜』（宮崎文庫記念館蔵『平家物語』）の曲節配分の問題 —

『平家正節』の曲節配分の特徴として、同じ曲節を連続させないことが指摘できる。例外は**初重**であるが、その場合は**重初重**と、意識的に曲節の名を付けている。

ところで、宮崎文庫記念館蔵『平家物語』（以下、「宮崎本」と略記する）を見てみると、同じ曲節が続いているように見える箇所があることに気づく。例えば、「城南離宮」の終結部であるが、**中音**が連続するのである。しかし、『正節』は、そのようにしていない。対照して示そう。以下、『正節』は、尾崎家本（大学堂書店刊。一九七四）による。

『平家吟譜』（影印、128頁）

初重 巷ヲ過ル。行人征馬ノ。忙気ナル気色。憂世ヲ渡ル。

形勢モ。思召知ラレテ。哀也。

呂 宮門ヲ。守ル蛮夷ノ。

中 夜昼警衛ヲ。勤ルモ。前ノ世ノ。如何成契ニテ。今縁

ヲ。結ブランド。詔セ有ケルソ。忝キ。

中音 凡物ニ觸レ。事ニ随ツテ。御心ヲ。傷マシメスト。

云事無シ。尔マ々ニハ。彼折々ノ。御遊覧。所々ノ。御參

詣。御賀ノ目出タカリシ事共。思召出テ。懐旧ノ御涙。押

へ難シ。年去年。来テ。治承モ。四年ニ。成ニケリ。

ゴシック体にした「(守る蛮夷の)夜昼警衛を勤るも前の世の如何成契にて今縁を結ぶらんと詔せ有けるそ忝

『平家正節』（影印、下、1219 1220頁）

初重 巷を過る行人征馬のいそがはしげなるけしきうき世を渡る有様もおほしめしられてあはれなり

呂 宮門を

初重 まぼる蛮夷の夜昼警衛をつとむるも先の世のいかなるちぎりにて今縁をむすぶらんと仰なりけるぞかたじけなき

初中 およそ物にふれ事にしたがつて御心をいたましめずといふ事なし去るまゝにはかの折々の御遊覧所所の御參詣御賀の

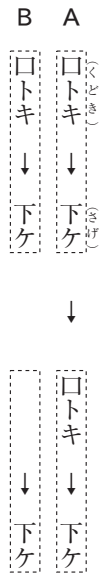
目出度かりし事どもおほしめし出て懐旧の御なみだおさへが

たし年さり年来たつて治承も四年に成にけり

「き」というテキストだが、『吟譜』では「中(の中音)」となっている。そして、次の「凡物に触れ…」以下も「中音」であるから、これでは「中音」が連続するのである。『正節』では、このようなことはない。「初重」から「初中(の中音)」へと、音域も異なる曲節の配分になっている。

二 「口説」の連続

宮崎本『吟譜』では、「口説(くわい)」の扱い方にも特徴がある。「口説」は、「下ケ(さげ)」と必ず組みになってひとまとまりの曲節になるのだが、『正節』では、これが連続することがない。ところが、宮崎本は、



という配分が、それぞれ30箇所余り認められる。^{注2} Bも、Aと同類と考えられるが、本稿では取り上げず、別稿で検討する予定である。

さて、Aのような曲節配分が、宮崎本の形として残されていることについては、たとえば、次のような例がある。

「口トキ」 判官是八大菩薩ノ御計ヒ也トテ。甲ヲ脱手水漱ヲシテ。拝シ給ケン。心ノ中コソ頼シケレ。良有

テ亦澳ノ方ヨリ。鯨ト云魚一二千蚘テ。平家ノ船ノ方ヘソ向ヒケル。大臣殿小博士晴信ヲ召テ。鯨ハ常ニ多ケレ共。ケ様ノ事ハ未ナシ。急度考ヘ申セト宣ヘハ。此鯨食帰候ハ、源氏亡候ナンス。直ニ通り候ハ、御方ノ御運。危ウ覚ヘ候ト申モ果ヌニ。早平家ノ船ノ下ヲ。直ニ蚘テゾ通ケル。怒下 此世ノ間ノ形勢。今ハ期トソ見ヘシ。口説 尔程ニ阿波ノ民部重能ハ、嫡子傳内左衛門教成ヲ、虜ニセラレテ、叶ハシトヤ思ケン、甲ヲ脱弓ノ絃ヲ弛テ、降人ニコソ成ニケレ、新中納言知盛ノ郷、悪カラヌ重成メヲ、切テ捨ヘカリツル物ヲト、後悔セラレケレ共益ソナキ、尔程ニ平家ノ方ノ謀ニハ、好武者ヲハ兵船ニ乗セ、雜人等ヲハ艫船ニ乗セテ。源氏心憎サニ艫船ヲ攻ハ。中ニ取籠テ討ント支度セラレケレ共。重成カ返忠ノ上ハ、艫船ニハ目懸ス大將軍ノ。賽シ乗給ヒタル、兵船ヲコソ攻タリケレ。中 其后ハ。四国鎮西ノ兵共。…… (瑞木書房刊影印本、427-428頁)

右は、

口トキ ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ (艫船) ↓ 中 (中音)

と、口説↓下ケの組み合わせが連続するように見えるのだが、二番目の口説の位置の欄外には、「一句ニ從是」とある。この注記の意味は、通常の語りの時は、「尔程ニ阿波ノ民部重能ハ、……」から始めることになっていて、その前の「判官は大菩薩ノ御計ヒ也トテ。……今ハ期トソ見ヘシ。」は、特別扱いの部分(「間の物」と呼ばれる)で、通常は語らないのだということを伝えている。従って通常は、一つの口説があつて、中(中音)と続くのであり、「間の物」を加えて語るような場合には、二つの口トキになるのではなく、一つの長い口トキになるのである。

この「先帝御入水」と同じように、「間の物」関連で(但し、宮崎本には注記がない。『正節』の「間の物」

から推測)、**口説**の連続のように見えるのは、「副将被斬」である。

・副将被斬(437頁) **口説** ↓ 怒下 ↓ **口説** ↓ 下ケ

本稿で、問題にするのは、このような「問の物」がらみの曲節配分ではない。本稿で注目するAの実例を、巻第二「山門滅亡」で示す。

口トキ 尔程ニ法皇ハ。三井寺ノ公頭僧正ヲ御師範トシテ。真言ノ秘法ヲ。傳受セサセ御座ス。大日經。

金剛頂經蘇悉底經。此ノ三部ノ秘經ヲ受サセ給ヒテ。九月四日ノ日。三井寺ニテ。御灌頂有ヘキ由開ユ。山門ノ大衆憤リ申ケルハ。昔ヨリ御灌頂御受戒。當山ニシテ。遂サセ御座ス事先規也。中就山王ノ化導ハ。受戒灌頂ノ為也。然ヲ今。三井寺ニテ遂サセ給ハ、寺ヲ一向。焼拂フヘキ由申ケレハ。法皇は無益也トテ。御加行計リ御結願有テ。御灌頂ヲハ。思召留マラセ給ケリ。尔ナカラモ猶御本意ナレバトテ。公頭僧正ヲ召具シテ。天王寺へ御幸成テ。五智光院ヲ建。亀井ノ水ヲ五瓶ノ智水トシテ。**下ケ** 佛法最初ノ靈地ニテソ。傳法灌頂ヲハ。遂サセ。御座ケル。

口トキ 山門ノ憤リニ依テ。三井寺ニテ御灌頂ハ無リシカ共。山門ニハ堂衆学匠。不快ノ事出来テ。合戦度々ニ及ブ。毎度ニ学匠打落サル。山門ノ滅亡。朝家ノ御大事トゾ見ヘシ。堂衆ト云ハ学匠ノ所従也ケル童部ノ。法師ニ成タルヤ。若シハ中間法師等ニテモヤ有ケン。一年金剛壽院ノ座主。覺尋權僧正治山ノ時。三塔ニ結番シテ。夏衆ト号シテ。佛ニ花參ラセシ者共也。然ルヲ近年行人トテ。大衆ヲモ事共セズ。斯度々ノ軍ニ討勝ヌ。堂衆等師主ノ命ヲ背テ。合戦ヲ已ニ企ツ。大衆速ニ追討スヘキ由。公家へ奏聞シ。武家ニ觸レ訴フ。是ニ依テ入道相国。院宣ヲ承テ。紀国ノ住人。湯浅ノ權ノ守宗重已下。幾内ノ兵二千余

人。怒下 大衆ニ指副テ。堂衆ヲ攻ラル。

ヒロイ 堂衆日比ハ。…… (影印本、79 80頁)

右の引用の曲節付けは、

口トキ ↓ 下ケ ↓ 口トキ ↓ 怒下 ↓ ヒロイ

となっている。そして、特に「間の物」に係るわけではない。これは、「下ケ」の類を伴うのではあるが、口説の主体とみて、口説の連続と言つてよいと思う。

このような曲節付けが、宮崎本では随所にとめられる。以下にAを列挙する。網掛け表示をしたのは、他の『吟譜』と対照可能な句である。(その一覧は、影印本500〜504頁に示した) これについては、通し番号にせず、(a)(b)……とした。

01	殿上闇討 (4頁)	詢 ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 口トキ ↓ 下ケ
02	殿上闇討 (5 6頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 下ケ
03	御興振 (37 38頁)	口トキ ^ヤ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 下ケ
04	西光被斬 (54 55頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 怒下
05	烽火 (68 69頁)	口トキ ↓ 下ケ ↓ 口トキ ^白 ↓ 怒下
06 (a)	山門滅亡 (79 80頁)	口トキ ↓ 下ケ ↓ 口トキ ↓ 怒下
06	公卿揃 (100頁)	口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下
(b)	頼豪 (103頁)	口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	㉔	12	11	10	09	08	㉓	07	㉒
盛俊最後 (348 349頁)	三草勢汰 (334 335頁)	法住寺合戦 (308 309頁)	法住寺合戦 (307 308頁)	鼓判官 (306頁)	室山合戦 (304 305頁)	瀬尾最後 (303 304頁)	猫間 (298 299頁)	山門御幸 (285 286頁)	山門御幸 (284 285頁)	忠度都落 (270頁)	火燵合戦 (247頁)	洲跨合戦 (233 234頁)	祇園女御 (231 232頁)	富士川 (197頁)	朝敵揃 (182 183頁)	宮御最後 (160 161頁)	競 (148頁)	法皇御遷幸 (125頁)
口	口 <small>(口トキ)</small>	口トキ	口説	口説	口説	口トキ	口説	口トキ	口トキ	(?)	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口説 ^白
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
下ケ	↓	怒下	怒下	怒下	怒下	怒下	怒下	怒下	怒下	下ケ	怒下	怒下	怒下	下ケ	怒下	怒下	怒下	下ケ
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	詢	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
口	口説	口説	口説	口説	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口説	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口トキ	口説	口トキ ^白	口説
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
下ケ	下ケ	怒下	怒下	怒下	下ケ	下ケ	怒下	下ケ	下ケ	下ケ	怒下	怒下	怒下	下ケ	怒下	怒下	怒下	怒下

23	重衡虜 (352頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ (怒下?)
24	頸渡 (365 366頁)	口説 ↓ 下ケ ↓ 口トキ ↓ 下ケ
25	内裏女房 (370 371頁)	口トキ ↓ 下ケ ↓ 口トキ ↓ 下ケ
26	三日平氏 (395 396頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 怒下
27	大坂越 (410 411頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 下ケ
28	志渡合戦 (420 421頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 怒下
29	壇浦合戦 (424 425頁)	口トキ ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 怒下
㊦	腰越 (440頁)	口説 ↓ 下ケ ↓ 口説 ↓ 怒下
30	六代請受 (468 469頁)	口トキ ↓ 下ケ ↓ 口トキ ↓ 下ケ
31	泊瀬六代 (471頁)	口説 ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 怒下
32	六代被斬 (472頁)	口説 ↓ 怒下 ↓ 口トキ ↓ 下ケ

三 Aの検討(1) — 『吟譜』の諸本との対照 —

以上の例を、私は、『平家正節』から見ると異例となる、**口トキ**^{くとしき}の連続と見るわけだが、まず、宮崎本の曲節付けが、『吟譜』特有の曲節配分なのか、それとも他の『吟譜』では違って、宮崎本特有の形なのかを確かめる必要があると思う。

① 「山門滅亡」

前掲の「山門滅亡」は、弘前市立図書館『平志吟譜』と上越市立高田図書館『琵琶平家物語』の『吟譜』譜が得られるので、対照してみよう。

宮崎文庫記念館蔵本

□トキ 尔程ニ法皇ハ、三井寺ノ公顕僧正ヲ御師範トシテ、真言ノ秘法ヲ傳受セサセ御座ス。大日経。金剛頂経蘇悉底經。此ノ三部ノ秘経ヲ受サセ給ヒテ。九月四日ノ日。三井寺ニテ。御灌頂有ヘキ由聞ユ。山門ノ大衆憤リ申ケルハ。昔ヨリ御灌頂御受戒。當山ニシテ。遂サセ御座ス事先規也。中就山王ノ化導ハ。受戒灌頂ノ為也。然ヲ今。三井寺ニテ遂サセ給ハ、寺ヲ一向。焼拂フヘキ由申ケレハ。法皇は無益也トテ。御加行計リ御結願有テ。御灌頂ヲハ。思召留マラセ給ケリ。尔ナカラモ猶御本意ナレバトテ。公顕僧正ヲ召具シテ。天王寺へ御幸成テ。五智光院ヲ建。亀井ノ水ヲ五瓶ノ智水トシテ。佛法最初ノ靈地ニテソ。傳法灌頂ヲハ。遂サセ。御座ケル。

弘前市立図書館本

詢 尔程ニ法皇ハ、三井寺ノ公顕僧正ヲ御師範トシテ、真言ノ秘法ヲ傳受セサセ御座ス、大日経金剛頂経蘇悉底経、此三部ノ秘経ヲ受サセ給テ、九月四日ノ日、三井寺ニテ御灌頂有ヘキ由聞ユ山門ノ大衆憤申ケルハ、昔ヨリ御灌頂御受戒ハ、當山ニシテ遂サセ坐事先規也就中山王ノ化導ハ受戒灌頂ノ為也、然ヲ今三井寺ニテ遂サセ給ハ、寺ヲ一向焼拂ヘキ由申ケレハ、法皇は無益也トテ、御加行計リ御結願有テ、御灌頂ヲハ思召留ラセ給ケリ、尔ナカラモ猶御本意ナレハトテ、公顕僧正ヲ召具テ、天王寺工御幸成テ、五智光院ヲ建。亀井ノ水ヲ五瓶ノ智水トシテ、佛法最初ノ靈地ニテソ、傳法灌頂ヲハ、遂サセ座ケル。

上越市立高田図書館本

詢 尔程ニ法皇ハ。三井寺ノ公顕僧正ヲ御師範トシテ。真言ノ秘法ヲ傳受セサセ御座ス。大日経金剛頂経蘇悉底経。此三部ノ秘経ヲ受サセ給テ。九月四日ノ日。三井寺ニテ御灌頂有ヘキ由聞ユ。山門ノ大衆憤申ケルハ。昔ヨリ御灌頂御受戒ハ。當山ニシテ遂サセ坐事先規也。就中山王ノ化導ハ。受戒灌頂ノ為也。然ヲ今三井寺ニテ遂サセ給ハ、寺ヲ一向焼拂フヘキ由申ケレハ。法皇は無益也トテ。御加行計リ御結願有テ。御灌頂ヲハ思召留ラセ給ケリ。尔ナカラモ猶御本意ナレハトテ。公顕僧正ヲ召具シ。天王寺工御幸成テ。五智光院ヲ建。亀井ノ水ヲ五瓶ノ智水トシテ。佛法最初ノ靈地ニテ傳法灌頂ヲハ。遂サセ座ケル。

これを曲節だけを見て、並べ直すと、

口トキ 山門ノ憤リニ依テ。三井寺ニテ御灌頂ハ無リシカ共。山門ニハ堂衆學匠不快ノ事出来テ。合戦度々ニ及ブ。毎度ニ學匠打落サル。山門ノ滅亡。朝家ノ御大事トゾ見ヘシ。堂衆ト云ハ學匠ノ所従也ケル童部ノ。法師ニ成タルヤ。若シハ中間法師等ニテモヤ有ケン。一年金剛壽院ノ座主。覺尋權僧正治山ノ時。三塔ニ結番シテ。夏衆ト号シテ。佛ニ花參ラセシ者共也。然ルヲ近年行人トテ。大衆ヲ尋權僧正治山ノ時。三塔ニ結番シテ。夏衆ト号シテ。佛ニ花參ラセシ者共也。然ルヲ近年行人トテ。大衆ヲ斯度々ノ軍ニ討勝ヌ。堂衆等師主ノ命ヲ背テ。合戦ヲ已ニ企ツ。

大衆速ニ追討スヘキ由。公家ヘ奏聞シ。武家ニ觸レ訴フ。是ニ依テ入道相国。院宣ヲ承テ。紀国ノ住人。湯浅ノ權ノ守宗重已下。幾内ノ兵二千余人。**怒下** 大衆ニ指副テ。堂衆ヲ攻ラル。

白ノクトキ 山門ノ憤ニ依テ、三井寺ニテ御灌頂ハ無リル共山門ニハ堂衆學匠不快事出来テ、合戦度々ニ及ブ、毎度ニ學侶打落サル、山門ノ滅亡朝家ノ御大事トソ見エシ、堂衆ト云ハ學匠ノ所従也ケル童部ノ法師ニ成タルヤ、若ハ中間法師等ニテモヤ有ケン、一年金剛壽院ノ座主、學尋權僧正治山ノ時、三塔ニ結番シテ、夏衆ト号シテ、佛ニ花參セシ者共也、然ヲ近年行人トテ、大衆ヲモ事共セズ、斯度々ノ軍ニ討勝ヌ、堂衆等師主ノ命ヲ背テ、合戦ヲ已ニ企、

クトキ 大衆速ニ追討スヘキ由、公家エ奏聞シ武家ニ觸レ訴ク、是ニ依テ入道相国、院宣ヲ承テ、紀伊国ノ住人湯浅ノ權頭宗重已下、幾内ノ兵二千余人、**怒下** 大衆ニ指副テ、堂衆ヲ攻ラル、

白 山門ノ憤ニ依テ。三井寺ニテ御灌頂ハ無カリル共。山門ニハ堂衆學匠不快ノ事出来テ。合戦度々ニ及。毎度ニ學侶打落サル。山門ノ滅亡朝家ノ御大事トゾ見エシ。堂衆ト云ハ學匠ノ所従也ケル童部ノ。法師ニ成タルヤ。若ハ中間法師等ニテモヤ有ケン。一年金剛壽院ノ座主。學尋權僧正治山ノ時。三塔ニ結番シテ。夏衆ト号シテ。佛ニ花參セシ者共也。然ルヲ近年行人トテ。大衆ヲモ事共セズ。斯度々ノ軍ニ討勝チヌ。堂衆等師主ノ命ヲ背テ。合戦ヲ已ニ企ツ。

大衆速ニ追討スヘキ由。公家エ奏聞シ武家ニ觸訴。是ニ依テ入道相国。院宣ヲ承テ。紀伊国ノ住人。湯浅ノ權ノ頭宗重已下。幾内ノ兵二千餘人。**怒下** 大衆ニ指副テ。堂衆ヲ攻ラル。

宮崎	口トキ	↓	下ケ	↓	口トキ	↓	怒下
弘前	詢 ^{a1}	↓	下ケ	↓	白 ^A ／クトキ ^{a12}	↓	怒下
高田	詢	↓	下ケ	↓	白	↓	怒下

となる。宮崎本は「口トキ」の連続になつてゐるが、弘前本は、「詢」から始まつて、続いて「白」になる。また「クトキ」で語れとの指示になる。この時、「白」で語ると、「クトキ」に転じることになる。また「白」を選択せず、「クトキ」を選択した場合は、「クトキ」のまま語つて、「怒下」で一区切りとなる。したがつて、弘前本の場合は、二通りの曲節付け（語り方）が記されていることになる。

その1、	詢 ^{a1}	↓	下ケ	↓	白 ^A	↓	クトキ ^{a13}	↓	怒下
その2、	詢	↓	下ケ	↓	クトキ ^{a12}	↓			怒下

「その2」が、宮崎本と同じであることは言うまでもない。

高田本は、「詢」の連続にしていることは明瞭である。「白」に転ずる箇所は、弘前本と同じだが、しかし、弘前本のその1と全て一致するわけではない。高田本は、「白」で進んで「怒下」で一区切りとなる。ここには、もう少し検討すべき問題があるが、煩雑になるので、先へ行くことにする。

では、右の箇所を、『平家正節』ではどのように曲節付けしているだろうか。ここでは曲節の名だけを示すことにする。

宮崎	口トキ	↓	下ケ	↓	口トキ	↓	怒下
弘前	詢 ^{a1}	↓	下ケ	↓	白 ^A / クトキ ^{a12}	↓	怒下
高田	詢	↓	下ケ	↓	白	↓	怒下
平家正節	口説 ^{くわいせつ}	↓	下ケ	↓	素聲	↓	口説 ^{a14}
						↓	コハリ下ケ

『正節』と『吟譜』とは、二度目の口説^{くわいせつ}の位置に注意すべきで、『正節』は、口説^{くわいせつ}(a-4)の開始位置が、弘前本のクトキ^{くどき}(a-3)と異なる。しかし、『正節』は、弘前本の「その1」に近い曲節付けであることが理解されるだろう。

以上の対照によって、『吟譜』系三譜本の曲節配分を、『平家正節』の基準「同じ曲節が連続することはない」から判断するならば、次のようなことになると考えられる。

甲、『吟譜』では、同じ曲節（特に口トキ^{くどき}が）の連続がある。

乙、しかし、『吟譜』内でも、曲節配分に変化があった。

丙、変化は、同じ曲節を連続させない方向であった。

これを『吟譜』系譜本を見る時の視点のひとつとするならば、「山門滅亡」に限って言えば、宮崎本、弘前本、高田本の関係は、

宮崎本 ↓ 弘前本 ↓ 高田本

となるだろう。

ここまで、宮崎本の曲節配分に関して、同じ曲節が連続する〔口トキの連続〕ことが、『吟譜』系譜本の特徴なのかどうかを、一つの具体例で検討した。続いて、「山門滅亡」同様に、宮崎本のほかに『吟譜』譜を対照することのできる例を見よう。まずは、結果を示す。

⑥ 「頼豪」(103頁)
 弘前本
 口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下
 詢 ↓ 下ケ下 ↓ 白詢 ↓ 怒下 ↓ 詢 ↓ 怒下

⑦ 「法皇御遷幸」(125頁)
 弘前本
素 口説^白 ↓ 下ケ ↓ 口説 ↓ 怒下
ク 詢 ↓ 下ケ ↓ クトキ ↓ 怒下

⑧ 「宮御最後」(160 161頁)
 岩淵本
 詢 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下
 ↓ 怒下 ↓ 白詢 ↓ (?)

⑨ 「忠度都落」(270頁)
 岩淵本
 詢 (?) ↓ 下ケ ↓ 詢 ↓ 下ケ
 京大本
 詢 (?) ↓ 下ケ ↓ 白 ↓ 詢 ↓ (?)
 米沢本
 詢 ↓ 下 ↓ 白 ↓ 詢 ↓ (?)

⑩ 「腰越」(440頁)
 口説 ↓ 下ケ ↓ 口説 ↓ 怒下

岩淵本
詢 ↓ 下ケ ↓ 白 ↓ 怒下

『吟譜』間で曲節配分が、右のようになっていいることを確認すると、

甲、『吟譜』では、同じ曲節（特に「口トキくどきが」）の連続がある。

乙、しかし、『吟譜』内でも、曲節配分に変化があった。

丙、変化は、同じ曲節を連続させない方向（「口説」↓「白声」とする配分）であった。

と考えるとよいものと思われる。

④「山門滅亡」と同じく、⑥⑦を『正節』で見ると次の通りである。左側が『正節』。

⑥ 「頼豪」(103頁)
口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下

⑦ 「法皇御遷幸」(125頁)
口説 ↓ コハリ下ケ ↓ 素聲 ↓ 口説 ↓ コハリ下ケ
口説 ↓ 下ケ ↓ 口説 ↓ 怒下

⑧ 「宮御最後」(160 161頁)
口トキ ↓ 怒下 ↓ 口説 ↓ 怒下
口説 ↓ コハリ下ケ ↓ 素聲 ↓ 口説 ↓ コハリ下ケ

⑨ 「忠度都落」(270頁)
(?) ↓ 下ケ ↓ 詢 ↓ 下ケ

④ 「腰越」(40頁)

口説 ↓ 下ケ ↓ 素聲しらこえ ↓ 口説 ↓ 下ケ
 口説 ↓ 下ケ ↓ 口説 ↓ 怒下
 白声しらこえ ↓ 口説 ↓ コハリ下ケ

『正節』の場合の②③④は、口説を連続させることなく、宮崎本『吟譜』の二番目の口説相当箇所を素聲にして、ふたたび口説に戻って下ケの類で締め括る。

⑤⑥は、最初の口説を素聲にしているように見えるが、いずれも語りの一句の途中であり、その前にことばがあり曲節がある。これも、口説を連続させない配慮と考えることができる。

四 Aの検討(2) — 『吟譜』と『正節』 —

宮崎本『吟譜』のうち、口トキの連続と認められる箇所を検討してきたわけだが、残るのは、『吟譜』としては宮崎本のみで、他の『吟譜』と比較することのできない32例である。これは、さしあたり『正節』と対照するだけで、変遷の方向を推測することができるようである。ここでは、結果のみを報告する。

結果は、大別して三通りである。

① 宮崎本では口トキの連続だが、『正節』では、二度目の口トキ相当部分を、

口説 ↓ 下ケ ↓ 素声 ↓ 口説 ↓ 下ケ

としている。

∴ 01 殿上闇討、02 殿上闇討、04 西光被斬、05 烽火、06 公卿揃、07 競、08 朝敵揃、09 富士川、
 10 祇園女御、13 山門御幸、15 猫間、16 瀬尾最後、17 室山合戦、18 鼓判官、20 法住寺合戦、22 盛
 俊最後、24 頸渡、25 内裏女房、27 大坂越、29 壇浦合戦、30 六代請受、31 泊瀬六代、32 六代被斬、

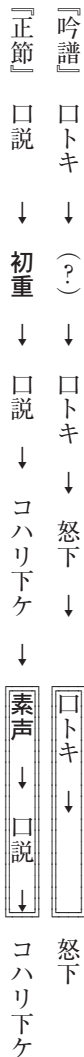
② 宮崎本では「口トキ」の連続だが、一句の開始部ではない。『正節』は、二組の「口トキ」のうち、はじめの方の「口トキ」相当部分を、「素声」としている。

∴ 11 洲勝合戦、12 火燧合戦、14 山門御幸、23 重衡虜、26 三日平氏、

③ 宮崎本では「口トキ」の連続だが、『正節』では、最初の「下ケ」に相当する曲節はなく、全体としてひとつの「口説」にしている。

∴ 03 御輿振、19 法住寺合戦、21 三草勢汰、

なお、宮崎本の28 志渡合戦(420 421頁)は、「口トキ」が三連続になっているが、『正節』は、「初重」を挿入したり、①のような形にしたりして、連続の形ではなくなっている。



以上、宮崎本『吟譜』と『正節』の対比からも、

甲、『吟譜』では、同じ曲節（特に「口トキくどきが」）の連続がある。

丙、『吟譜』から『正節』へと、同じ曲節を連続させない方向（「口説」↓「白声」とする配分）に進んだ。

ということがわかる。

まとめ

本稿は、宮崎本『吟譜』が、同じ曲節を連続させるように記していることに注目し、『吟譜』諸本との関係、さらに『平家正節』との関係の中で、曲節配分に関しての歴史的な相、および曲節配分に関する工夫を推測してみたのである。

平家物語の演誦（語り）において、「口説」は、もっとも基本的、重要な曲節だと考えられているわけだが、これに「白声」が加わることによって、語りは深みを増したのではないかと想像する。これに関しては、「白声」という曲節が、もともと（と言っても漠然としているが）はなかったのではないかとの説（渥美かをる）を想起する。ただし、私は、宮崎本『吟譜』の段階でも、もしかしたら、「白声」を介在させるような扱い方があったのかもしれないと想像している。もしあったとすれば、譜本には明記されず、「口伝」という形を想定しなければならぬまい。しかし、これらの問題は、さらに実例を検討する中で、冷静に考え直す必要があるだろう。

注1 この場合の「文字化」は、主には「声の表現・音楽的次元のもの」の視覚記号―墨譜―化であるが、平家物語のテキスト次元のことも考えられないわけではない。

注2 拙稿「平曲譜本としての特色」(荻野検校顕彰会編『DVD版尾崎家本平家正節』解説。平成二十二年文化庁芸術団体人材育成支援事業成果報告書。二〇一一)において、例数を二〇としたが、その後の調査によって訂正する。

注3 高田本の曲節指示は、たしかに詢から下ケとなり白と転じているが、墨譜を見ると、白と詢とで違いがあるようには考えられない。ここには、「白」という指示が、墨譜と一体なのかという問題がありそうである。しかし、今後の課題であろう。

付記 本稿は、注2にあげた拙稿準備の過程での調査に基づいている。注2拙稿と重複する部分がある。なお、本稿は、平成二十二年日本学術振興会科研費・基盤研究(C)「平曲伝承資料の基礎的研究」、科研費・基盤研究(B)「声とモデルニテに関する比較総合的研究」(代表・高木裕)および新潟大学学系基幹研究プロジェクト「声・テキスト・身体」(代表・高木裕)による成果の一部である。